

## 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	消防本部
監査の種類	平成30年度 定期監査（30監第47号 平成30年11月19日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成31年2月8日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務 危険物設置許可手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。	平成31年 2月8日
2 支出事務（その1） 消防団員出動手当に係る支出事務において、適正な処理がなされていない例が認められた。	平成31年 2月8日
3 支出事務（その2） 超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給に係る事務において、適切な処理がなされていない例が認められた。	平成31年 2月8日
4 支出事務（その3） 勤務時間の割振り変更に関する事務において、適切な処理がなされていない例が認められた。	平成31年 2月8日
5 契約事務（その1） 消防自動車分解整備に係る契約事務において、設計書の決定に対する専決がなされていなかった。	平成31年 2月8日
6 契約事務（その2） 契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。	平成31年 2月8日
意見又は要望とする事項	
支出事務（消防団員の報酬等に係る支給方法について）	平成31年 2月8日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務</p> <p>危険物設置許可手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 平消防署において、危険物取扱所の変更の許可に係る検査手数料等として平成30年6月28日（木）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月29日（金）までに払い込まなければならないが、同年7月3日（火）に払い込まれていた。</p> <p>なお、勿来消防署においても、同様の例が認められた。【類例1件あり】 （平消防署、勿来消防署）</p> <p>2 支出事務（その1）</p> <p>消防団員出動手当に係る支出事務において、適正な処理がなされていない例が認められた。</p> <p>【事例1】平消防署（機械器具の点検）</p> <p>※ 平成30年4月分の機械器具の点検に係る消防団員出動手当において、機械器具が配置されていない第1支団第1分団本部に対し、5名分の出動手当が支給されていた。</p> <p>【事例2】平消防署（機械器具の点検及び規律訓練競技練習）</p> <p>※ 平成30年4月分の機械器具の点検に係る消防団員出動手当について、第1支団第4分団第2班においては、7名の出動報告がなされているが、5名分の出動手当が支給されていた。</p> <p>また、同月分の規律訓練競技練習に係る消防団員出動手当について、第1支団第4分団においては、計93名の出動報告がなされているが、94名分の出動手当が支給され</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>金融機関の営業終了後に発生した収入を、翌営業日に払込み予定でしたが、担当職員が失念したことにより、遅延したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>担当職員による財務規則に基づく事務処理の徹底はもとより、翌営業日に払込み予定がある場合は、申し送り簿や行動予定ボードに記載し、他の職員と情報共有を図ります。また、毎朝、前日の払込み状況を確認し、失念やそれに伴う遅延がないよう、適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>【事例1】</p> <p>消防団からの誤った報告を気付かずにそのまま支給してしまったものです。</p> <p>【事例2】</p> <p>消防団員出動手当については、事務マニュアルに示している人数で支給しなければならないと認識していたことから、実働人数と異なった支給となったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>消防団員出動手当に係る支出事務においては、報告内容の確認体制を強化し再発防止に努めてまいります。</p> <p>また、消防団員に対し、事務マニュアルに沿った適正人数を周知し、報告人員に増減が生じた場合は実働に応じた支給とします。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>ていた。</p> <p>これは、消防本部総務課が作成している事務マニュアルにおいて、機械器具点検等については、適正な必要人員を予め示し、当該人員内での支給としているためであり、他の消防署等においても同様に、報告書の出勤人数に基づかない出勤手当が支給されていた。</p> <p>(総務課、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署、四倉分署、小川分遣所)</p> <p>3 支出事務 (その2)</p> <p>超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給に係る事務において、適切な処理がなされていない例が認められた。</p> <p>【事例1】小川分遣所</p> <p>※ 平成30年4月分の超過勤務及び特殊勤務命令簿において、夜勤手当の時間数が合計25時間、夜間勤務手当の回数が合計11回となるどころ、25時間・10回と計算されていた。また、諸手当実績報告書においては、当該時間数については23時間、当該回数については10回と記載されていた。</p> <p>【事例2】江名分遣所</p> <p>※ 平成30年4月分の超過勤務及び特殊勤務命令簿において、支給割合を100分の150とする超過勤務手当の時間数が合計5時間20分となるどころ、6時間20分と計算されていた。また、諸手当実績報告書においても、支給割合を100分の150とする超過勤務手当の時間数について、5時間となるべきところ6時間と記載されていた。</p> <p>(小川分遣所、江名分遣所)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>【事例1】</p> <p>超過勤務及び特殊勤務命令簿における計算作業の誤りに加え、諸手当実績報告時におけるパソコンへの入力作業時、更に誤った時間数を入力したものです。</p> <p>【事例2】</p> <p>超過勤務及び特殊勤務命令簿における計算作業に誤りがあり、諸手当実績報告時におけるパソコン入力作業時、誤った時間数を入力したものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>事例1については、適正な手当等が支給されていない職員に対し、支給割合100分の25とする超過勤務手当2時間分及び夜間勤務手当1回分を10月分の給与で支給しました。</p> <p>事例2については、適正な手当等が支給されていない職員に対し、支給割合100分の150とする超過勤務手当1時間分を戻し入れするよう事務処理を行いました。</p> <p>超過勤務及び特殊勤務命令簿に記載ミスや転記ミスの無いようチェック体制の強化に努めてまいります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>4 支出事務（その3）</p> <p>勤務時間の割振り変更に関する事務において、適切な処理がなされていない例が認められた。</p> <p>※ 勤務時間の割振り変更については、特に勤務することを命ずる必要がある場合に、連続する4時間の勤務時間を週休日に割り振ることができるものであるが、小川分遣所において、「週休日の振替・4時間の勤務時間の割振り変更簿」に新たな勤務日等として記載された勤務時間は、連続する4時間ではないことから、割振り変更で対応することは適当でない。また、業務内容についても適切でない例が見受けられたことから、併せて適正に処理されたい。</p> <p>なお、川前分遣所においても、同様の例が認められた。</p> <p style="text-align: center;">（小川分遣所、川前分遣所）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>勤務時間の割振り変更（4時間）における休憩時間について、中断が可能な時間を錯誤し、割振り変更を行ってしまったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後は、取り扱い等に誤りのないよう適正な事務に努めてまいります。</p>
<p>5 契約事務（その1）</p> <p>消防自動車分解整備に係る契約事務において、設計書の決定に対する専決がなされていなかった。</p> <p>※ 先端屈折式はしご付消防自動車分解整備に係る契約事務においては、その設計額が500万円以上であることから、市職務権限規程の改正（平成30年4月1日施行）に伴い、設計書の決定について消防長の専決事項となっているが、専決がなされていなかった。</p> <p style="text-align: center;">（警防課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>契約事務を執行時、市職務権限規程の改正を確認することなく設計書を作成したことにより発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今回使用した様式には専決欄が設けられていなかったことから、新たな設計書を作成し、専決欄を設けるとともに、課内にて再確認しました。</p> <p>今後は、さらなる決裁時のチェック体制の強化に努めてまいります。</p>
<p>6 契約事務（その2）</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 特定屋外タンク貯蔵所完成検査前検査</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>関係職員の認識不足により、契約書への契約解除条項の規定文等の記載漏れが発生したものです。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>申請に係る審査委託における契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。【類例2件あり】</p> <p style="text-align: right;">(予防課)</p>	<p>〔措置した内容〕</p> <p>今回の指摘を受け、契約にあたっては、暴力団等の排除に係る契約解除条項を盛り込んだ契約書により事務処理を行うこととします。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>支出事務(消防団員の報酬等に係る支給方法について)</p> <p>消防団員の報酬については、市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例に基づき、団長、団員等の区分に応じた報酬を支給することとなっている。また、費用弁償については、同条例に基づき、団員が、水火災その他の災害、警戒及び訓練のため出動し、又は職務に従事した場合において、その費用を弁償することとなっており、災害のため現場に出動した場合や訓練に出動した場合等に応じて、所定の額を支給することとなっている。</p> <p>これら報酬及び出動手当については、消防団に入団する際に届け出る「消防団入団願」において、消防団長を代理人と定め、報酬等の受領に関することを委任していることから、全額が支団の口座に支給されている。</p> <p>しかしながら、総務省消防庁から平成30年1月に通知された「消防団員の確保等に向けた重点取組事項について」においては、処遇の改善への取組みとして、年額報酬や出動手当を引き上げることと併せて、「年額報酬等はその性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給すること。」が挙げられている。当該通知は、消防庁が設置した「消防団員の確保方策等に関する検討会」からの報告を踏まえたものであり、検討会が実施した消防団の実態に関するアンケート調査の中では、「手当や報酬が各分団等の口座への支給となっており、個人に直接支給ができていない。」といった課題が寄せられている。</p> <p>また、今回の監査において、消防団員出動手当に係る支出事務については、不適正な処理がなされている事例が認められたところであるが、個人に支給されるべき現金が団体の口座に入ることについても、様々なリスクが考えられる。</p>	<p>消防団員の報酬については、平成31年度前期分(9月末日支給)から各個人口座へ振込む予定で、事務を進めております。</p> <p>団幹部に対し説明会を開催し、その後、各支団の班長以上に対し説明会を行い、理解及び周知の徹底を図っているところです。</p> <p>出動手当については、団員報酬の個人支払後に事務を進めたいと考えています。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>消防団は、地域防災力の中核として地域の安心・安全を守るとともに、日頃から地域コミュニティの維持及び活性化にも大きな役割を果たしている。平成25年12月には、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、本市においても、同法を受けた様々な取組みを実施しているものの、消防団員数は年々減少が続いている。</p> <p>消防団を取り巻く環境が変化している中で、既に消防団員となっている方に報いるのみならず、今後、新しい方の入団の意欲を高めるためにも、報酬等については適切に支給されることが望ましい。消防本部においても、現在の支給方法については問題意識を持っており、個人口座への支給に向けた事務を進めているところであるが、消防団員の報酬等に係る透明性の確保やリスクの軽減に資するためにも、消防団の理解を得ながら、早急に対応されることを望むものである。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	